

第119回 定時株主総会 招集ご通知

オエノン
OENON

開催
日時

2026年3月23日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
帝国ホテル東京
本館2階「孔雀西の間」

郵送およびインターネットによる議決権行使期限

2026年3月19日（木曜日）午後5時まで

オエノンホールディングス株式会社

証券コード：2533

目次

■ 株主の皆様へ	P1
■ 第119回 定時株主総会招集ご通知	P2
■ 株主総会参考書類	P8
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
■ 事業報告	P21
■ 連結計算書類	P44
■ 計算書類	P47
■ 監査報告書	P50



代表取締役社長 にしな が ゆうじ 西永 裕司

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第119回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループはグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、お客様に「安心」「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進めております。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため長期ビジョン「NEXT100」のめざす姿に向けた取組みと、「中期経営計画2028」の4本の柱を軸とした諸施策を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年3月

グループ企業理念

自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、
人々に食の楽しさと健やかなくらしを提供します。

社名の由来 すべてのものをお酒に変える力を持つという伝説の女神、「オエノ」。
ギリシャ・ローマ神話では「オエノ」は酒神「バックス」にその力を授けられました。
いつまでもお客様と喜びを共有するために、新しい商品・サービスを常に提供していきたい。
——これがオエノグループの理念です。
バイオ技術の象徴である「オエノ」をいはずえとし、この理念を実現するために、
バイオ技術をベースとしたさらなる事業の展開（「オン」）を目指し商号としました。

(証券コード: 2533)

2026年3月5日

(電子提供措置の開始日2026年2月25日)

株主各位

東京都墨田区東駒形1丁目17番6号
オエノンホールディングス株式会社
代表取締役社長 西永 裕司

第119回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第119回定時株主総会招集ご通知」および「第119回定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト

<https://www.oenon.jp/ir/information/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、銘柄名（会社名）に当社名「オエノンホールディングス」またはコードに証券コード「2533」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」を順に選択のうえ、「2026年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」および「2026年定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」をご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年3月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月23日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館2階「孔雀西の間」
3. 会議の目的事項
- 報告事項 第119期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書面の一部であります。
- ・連結注記表
 - ・個別注記表
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会に当日ご出席いただけない方

1 郵送による議決権行使



電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

行使期限 **2026年3月19日（木曜日）午後5時到着分まで**

2 インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2026年3月19日（木曜日）午後5時まで**にご行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

株主総会に当日ご出席いただける方

3 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会にご出席願えない場合、議決権を有する他の株主1名に代理人として出席していただくことができます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書による議決権行使

議決権行使書		議決権の数	
オエノホールディングス株式会社 御中		部	
私は、2026年3月25日開催のオエノホールディングス株式会社第119回定時株主総会（議決権または委任の場合を含む。）における各議案の取決に対して賛否（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。 2026年3月 日			
議案	取決に対する賛否	議決権の数	株
第1号議案	賛 否	議決権の数は1単元ごとに1個となります。	部
第2号議案	賛 否	お 願 い	
第3号議案	賛 否	1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	
第4号議案	賛 否	2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお好みの議決権行使を行ってください。	
		① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法	
		※第3号議案においては、賛否を○印で表示いただき、候補者の一部につき異なる意思を表示される場合は、その候補者の番号をご記入ください。	
		② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にログインID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 見本 ログインID: 3432-0876-2358-DPS パスワード: 123456 オエノホールディングス株式会社 </div>			

→こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

※第3号議案においては賛否を○印で表示いただき、候補者の一部につき異なる意思を表示される場合は、その候補者の番号をご記入ください。

→インターネットによる議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票（右側）



議決権行使期限
2026年3月19日（木）
午後5時まで

詳しくは同封の
案内チラシをご覧ください。

株主総会に関するお手続きサイト

ご訪問いただきありがとうございます。本サイトでは、スマートフォンを利用して株主総会に関するお手続きをご実施いただけます。以下のボタンよりお進みください。

[ログイン画面へ](#)

本サイトは午前2時30分から午前4時30分までの間、メンテナンスのため取り扱いを休止させていただきます。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

機関投資家の皆様へ

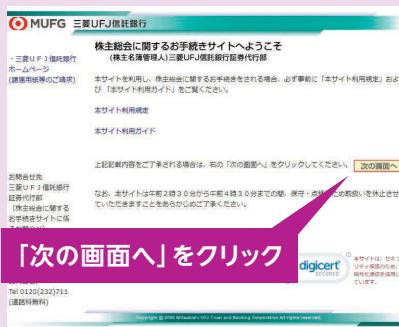
議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

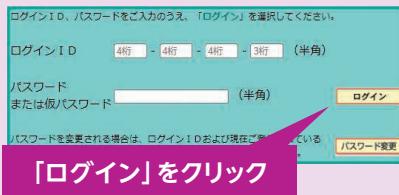
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



三菱UFJ信託 議決権行使サイト

検索

ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

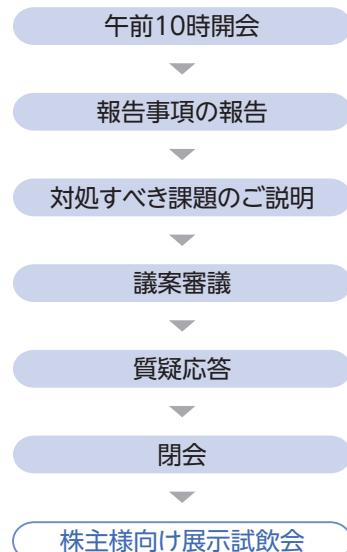
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話：0120-173-027

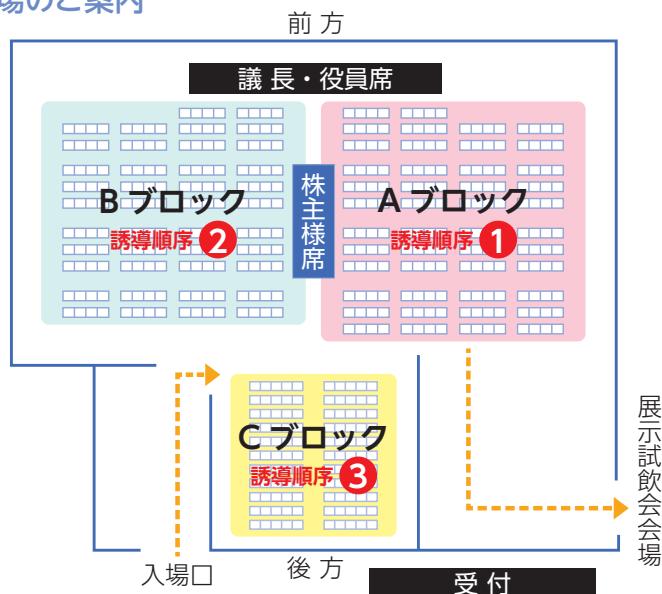
(通話料無料、受付時間：9:00～21:00)

〈ご参考〉 株主総会について

当日の式次第



会場のご案内



株主様向け展示試飲会開催のご案内

定時株主総会終了後、帝国ホテル東京 本館2階「孔雀東の間」にて、株主様向けに展示試飲会を開催いたします。株主総会にご出席いただける場合には、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。株主の皆様には、当社グループ各社の商品のご紹介およびご試飲を通じて、当社事業への一層のご理解を賜ることが叶いましたら幸いに存じます。

展示試飲会は、**株主総会に出席された株主の皆様**に当社グループ各社の商品をご紹介し、ご試飲していただく場として開催いたしますので、**株主様ご本人のみ**のご案内とさせていただきます。

株主総会終了後、展示試飲会会場へ一斉に移動なさいますと大変危険でございますので、当日のアナウンス、係員の指示にて、**Aブロック⇒Bブロック⇒Cブロック**の順でのご案内をさせていただきます。

酒類のご試飲となりますので、飲酒・酒気帯び運転防止の観点から、お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、20歳未満の方への酒類の提供は固くお断りいたします。会場内におきまして年齢確認(免許証等のご提示)をお願いする場合がございますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額、配当性向などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行うことを基本方針とし、中期的には、DOEの水準を2.5%程度へ引き上げることを目指しております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額 625,044,772円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

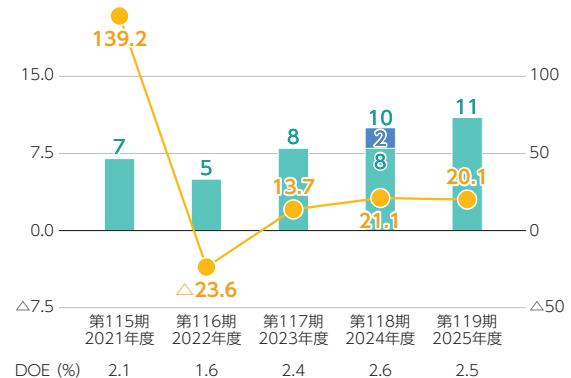
2026年3月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

■ (ご参考) 1株当たり配当金/配当性向

(円) ■ 1株当たり配当金 ■ 記念配当 ● 配当性向 (%)



第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、および株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条～第19条 (条文省略)	第18条～第19条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、 <u>退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
第21条～第26条 (条文省略)	第21条～第26条 (現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

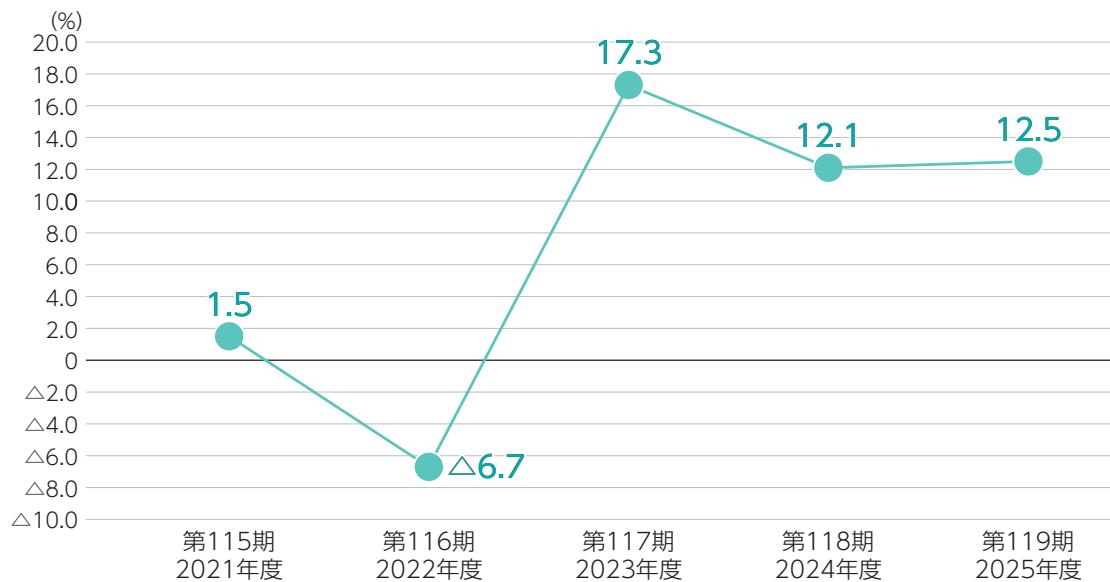
第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、現在の取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。第2号議案が原案どおり承認可決されますことを条件として、社外取締役3名を含む、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別		現在の当社における地位・担当	取締役会 出席回数
1	にしなが ゆうじ 西永 裕司	男性	再任	代表取締役社長 グループ経営全般 指名・報酬委員会委員 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長	15回中15回
2	おかだ ひであき 岡田 英明	男性	再任	取締役	12回中12回
3	たなか なおこ 田中 直子	女性	再任	取締役 コーポレートコミュニケーション室長	12回中12回
4	おざき ゆきまさ 尾崎 行正	男性	再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	15回中15回
5	おおしか れいこ 大鹿 麗子	女性	再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員	15回中15回
6	すずき ちせ 鈴木 ちせ	女性	新任 社外 独立	—	—

- (注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2. 岡田英明および田中直子の両氏の取締役会出席回数は、2025年3月24日就任後に開催された取締役会を対象としております。
3. 大鹿麗子氏の取締役会出席回数は、2025年3月24日に監査役を退任するまでに開催された取締役会および2025年3月24日就任後に開催された取締役会を対象としております。

■ (ご参考) 自己資本利益率 (ROE)



■ (ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

地位	社外 独立	氏名	性別	専門性と経験							
				企業経営・ 経営戦略	セールス・ マーケティング	製造・ 生産技術	研究開発	サステナビリティ	法務・ リスクマネジメント	財務・会計	IT・ DX
代表取締役 社長		西永 裕司	男性	●	●			●	●	●	●
取締役		岡田 英明	男性	●		●	●	●			
取締役		田中 直子	女性	●	●			●			
社外取締役	●	尾崎 行正	男性						●		
社外取締役	●	大鹿 麗子	女性	●					●		
社外取締役	●	鈴木 チセ	女性			●	●				

候補者番号

1

再任



にしなが ゆうじ
西永 裕司

●性別

男性

●生年月日

1965年2月7日生

●在任期間

16年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

209,600株

●略歴並びに当社における地位および担当

1988年	8月	当社入社
2007年	2月	合同酒精株式会社執行役員
2008年	2月	当社経営戦略企画室部長
2010年	2月	当社グループ管理部門担当、経営戦略企画室長
	3月	当社取締役 合同酒精株式会社取締役
2011年	2月	当社グループ総務・管理部門担当、 当社中期経営戦略策定委員会事務局長
2015年	3月	当社代表取締役社長(現) 当社グループ経営全般(現) 当社中期経営戦略策定委員会委員長(現) 当社CSR委員会(現CSR・コンプライアンス委員会)委員長(現) 合同酒精株式会社代表取締役副会長
2016年	3月	同社代表取締役社長(現)
	12月	当社指名・報酬委員会委員長
2021年	2月	当社指名・報酬委員会委員(現)

●重要な兼職の状況

- ・合同酒精株式会社 代表取締役社長
- ・福徳長酒類株式会社 取締役会長
- ・秋田県醗酵工業株式会社 取締役
- ・オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役
- ・株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長
- ・株式会社サニーメイズ 取締役

(注)1. 西永裕司氏は合同酒精株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。
2. 西永裕司氏は株式会社オエノンアセットコーポレーションの代表取締役社長であり、当社と同社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。

●取締役候補者とした理由

西永裕司氏は、これまでに経営企画・管理・営業・生産の各分野およびグループ会社の経営者を経験し、当社グループの事業および会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しております。同氏は当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと決断力を発揮しており、経営を統括する者として、経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

選任後は、指名・報酬委員会の委員を務める予定であります。

候補者番号

2

再任



おかだ ひであき
岡田 英明

●性別

男性

●生年月日

1973年1月11日生

●在任期間

1年(本総会最終時)

●取締役会出席回数

12回/12回(100%)

●所有する当社株式の数

3,800株

●略歴並びに当社における地位および担当

1997年 4月 当社入社
2019年 2月 合同酒精株式会社 生産本部副本部長
2024年 2月 同社執行役員(現)
2025年 2月 同社生産本部長(現)
2025年 3月 同社取締役(現)
当社取締役(現)

●重要な兼職の状況

- ・合同酒精株式会社 取締役
- ・オエノンプロダクトサポート株式会社 監査役
- ・ゲーテック株式会社 取締役

(注) 岡田英明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

●取締役候補者とした理由

岡田英明氏は、長年にわたり酒類の生産・調達・品質管理の各分野に携わり、豊富な実績と幅広い見識を有しております。同分野に精通する者として経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任



たなか なおこ
田中 直子

●性別

女性

●生年月日

1971年8月3日生

●在任期間

1年(本総会最終時)

●取締役会出席回数

12回/12回(100%)

●所有する当社株式の数

15,600株

●略歴並びに当社における地位および担当

1995年 4月 当社入社
2017年 2月 合同酒精株式会社 営業本部副本部長
2020年 2月 当社コーポレートコミュニケーション室長(現)
2025年 3月 当社取締役(現)

(注) 田中直子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

●取締役候補者とした理由

田中直子氏は、長年にわたり酒類の営業、企業広報の各分野に携わり、豊富な実績と幅広い見識を有しております。また、2020年の女性活躍推進プロジェクトの立ち上げ時より中心人物として同プロジェクトの活動に携わり、現在も同プロジェクトのリーダーとして女性も男性も働きやすい環境づくりに取り組んでおります。酒類の営業、企業広報の各分野に精通する者として、また、女性活躍に関する幅広い知見を有する者として経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

再任

社外

独立



お ぎ き ゆ き ま さ
尾崎 行正

●性別

男性

●生年月日

1959年9月2日生

●在任期間

11年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

27,500株

●略歴並びに当社における地位および担当

- | | | |
|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1989年 | 4月 | 弁護士登録(第一東京弁護士会)
尾崎法律事務所入所 |
| 1992年 | 12月 | 米国ウイスコンシン大学ロー・スクール、マスタ・オブ・アーツ・イン・
リーガル・インスティテュート授位 |
| 1993年 | 1月 | 米国ウイスコンシン州ミルウォーキー市、ゴッドフリー アンド カーン
法律事務所およびニューヨーク州 ニューヨーク市、ケイ・ショーラ・フィ
アマン・ヘイズ アンド ハンドラー法律事務所勤務 |
| | 8月 | 尾崎法律事務所弁護士(現) |
| 2015年 | 3月 | 当社取締役(現) |
| 2016年 | 12月 | 当社指名・報酬委員会委員 |
| 2017年 | 4月 | 日本弁護士連合会常務理事および第一東京弁護士会副会長 |
| 2021年 | 2月 | 当社指名・報酬委員会委員長(現) |

(注) 1. 尾崎行正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 尾崎行正氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

●重要な兼職の状況

- ・株式会社サカタのタネ 社外取締役

(注) 当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

尾崎行正氏は、弁護士の資格を有しており、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営の監督をしていただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断しております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしておりますことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、これまで、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

選任後は、指名・報酬委員会委員長を務める予定であります。

候補者番号

5

再任

社外

独立



おおしか れいこ
大鹿 麗子

●性別

女性

●生年月日

1958年7月12日生

●在任期間

1年(本総会最終時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

2,500株

●略歴並びに当社における地位および担当

1982年 4月 株式会社市況情報センター(現株式会社QUICK)入社
2016年 4月 同社法務・リスク管理担当 執行役員
2017年 4月 同社法務・リスク管理担当 常務執行役員
2019年 4月 同社法務担当 常務執行役員
2022年 4月 東京家庭裁判所調停委員(現)
2023年 3月 当社監査役
2025年 3月 当社取締役(現)
当社指名・報酬委員会委員(現)
2026年 1月 東京簡易裁判所司法委員(現)

(注)1. 大鹿麗子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大鹿麗子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役を選任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

●重要な兼職の状況

・Biz-i-dea株式会社 取締役

(注)当社とBiz-i-dea株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大鹿麗子氏は、事業会社において法務部門の要職を歴任し、企業法務に関する豊富な業務経験と深い知見を有しており、2023年3月から2年間、当社の社外監査役として健全で透明性の高い監査業務遂行に貢献していただいております。これらの経験と見識を活かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営の意思決定プロセスを監督していただくことにより、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したことから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。

選任後は、指名・報酬委員会の委員を務める予定であります。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって1年となり、社外監査役を含めた通算の在任期間は3年となります。

候補者番号

6

新任

社外

独立



すずき ちせ
鈴木 ちせ

●性別

女性

●生年月日

1962年4月10日生

●所有する当社株式の数

0株

●略歴並びに当社における地位および担当

1987年	4月	農林水産省入省(農林水産技官)	食品総合研究所研究員
1989年	4月	米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校微生物学部客員研究員	
1994年	9月	東京大学にて学位取得(農学博士)	
1995年	4月	農林水産省食品総合研究所応用微生物部主任研究員	
2004年	6月	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構畜産草地研究所品質開発部微生物利用研究室長	
2014年	4月	東京大学大学院農学生命科学研究科応用動物専攻連携教員(准教授)	
2018年	4月	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産物研究領域長	
2021年	4月	日本大学生物資源科学部教授(現)	

(注)1. 鈴木チセ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 鈴木チセ氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役役に選任された場合には、同氏は独立役員になる予定であります。

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鈴木チセ氏は、日本大学生物資源科学部の教授の職にあって、当社グループのコア事業に係る専門知識や幅広い知見を有しております。社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監督していただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したことから、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。選任後は、指名・報酬委員会委員を務める予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外

独立



いしかわ すみお
石川 純夫

●性別

男性

●生年月日

1963年4月27日生

●所有する当社株式の数

0株

●略歴並びに当社における地位

1988年 10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1992年 3月 公認会計士登録
1998年 8月 同法人社員
2010年 7月 同法人シニアパートナー
2017年 7月 石川純夫公認会計士事務所所長(現)

(注) 1. 石川純夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。石川純夫氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

3. 石川純夫氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

●補欠の社外監査役候補者とした理由

石川純夫氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の豊富な経験・知見と専門知識を活かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監査していただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したため、補欠の社外監査役候補者としたしました。

なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以 上

取締役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監督および重要な業務執行の意思決定を行えるようにするため、当社グループの経営に関する知識、経験を有し、かつ、取締役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内取締役候補者として指名する。

また、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役候補者を指名する。社外取締役候補者については、独立性を重視する点から、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、経営に対する助言を可能とする知見や法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監督することが期待される人物を、指名する。

取締役候補者の指名は、社長が原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定する。

監査役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監査・監視を適切に行えるようにするため、当社グループの経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね揃え、かつ、監査役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内監査役候補者として指名する。

当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とする。社外監査役候補者については、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される人物を、指名する。

また、財務・会計に関する適切な知見を有する人物を1名以上候補者として指名する。

監査役候補者の指名は、社長が常勤監査役と協議して原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定する。

社外役員の独立性に関する基準

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）候補者本人および本人が帰属する企業・団体と当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）との間に、下記の独立性要件を設ける。当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
2. 当社の現在の主要な株主（注2）又はその業務執行者もしくは当社グループが現在主要な株主である会社の業務執行者
直近3年間に於いて、当社の現在の主要な株主又はその業務執行者であった者
注2：「主要な株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
直近3年間に於いて、当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者
注3：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先（その親会社および重要な子会社等を含む。）の連結売上高2%以上を占めている企業をいう。
4. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
注4：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で1,000万円又は当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。
5. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
6. 直近3年間に於いて、当社グループの会計監査人である監査法人の内当社グループの監査業務の主要な担当社員等（注5）であった者
注5：「監査業務の主要な担当社員等」とは、次の者をいう。
 - (1) 監査業務の業務執行責任者
 - (2) 監査業務に係る審査を行う者
 - (3) その他、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者
7. 上記6に該当しない公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門的サービスを提供する者であって、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、その団体に所属する者）
注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（但し、使用人については重要な使用人（注7）に限る）の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者
注7：「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。
9. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

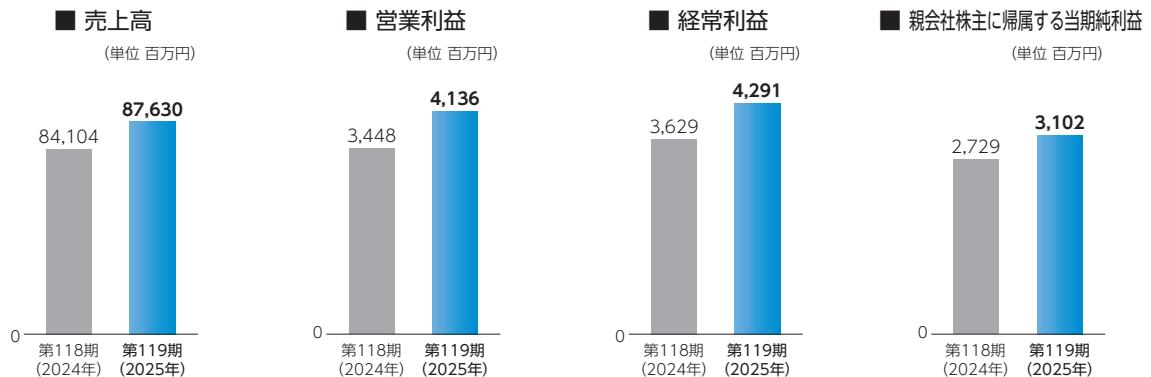
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などにより、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、継続的な物価上昇や、米国の通商政策による影響など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、グループの健全かつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、長期ビジョン「NEXT100」で掲げた3つの重要課題を軸として、「中期経営計画2028」の目標達成に向けた取組みを引き続き進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、87,630百万円（前期比4.2%増）となりました。利益面では、営業利益は4,136百万円（前期比20.0%増）、経常利益は4,291百万円（前期比18.2%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は3,102百万円（前期比13.7%増）となりました。



セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

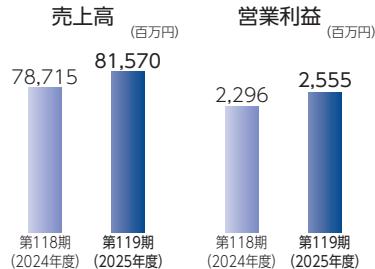
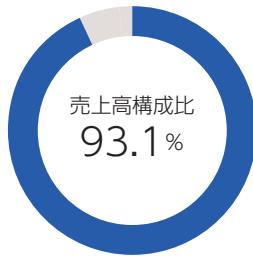
セグメント別売上高

区 分	第118期 [前連結会計年度]	第119期 [当連結会計年度]	増減率	売上高構成比
酒類事業	78,715 (百万円)	81,570 (百万円)	3.6%増	93.1 (%)
酵素医薬品事業	4,155	4,644	11.8%増	5.3
不動産事業	1,144	1,322	15.6%増	1.5
その他	88	92	3.7%増	0.1
合 計	84,104	87,630	4.2%増	100.0

酒類事業

■ 売上高 81,570百万円 (前期比3.6%増)

主要製品：焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、洋酒、加工用洋酒、酒類原料用アルコール・工業用アルコール、調味料



酒類事業につきましては、国内の人口減少や少子高齢化、飲酒機会の減少に加え、物価上昇による節約志向の高まりから、競争が益々激化しております。このような環境の下、売上高は81,570百万円(前期比3.6%増)となりました。また、利益面につきましては、2,555百万円の営業利益(前期比11.3%増)となりました。

和酒部門のうち焼酎につきましては、乙類焼酎の「海渡」シリーズの終売や、乙類焼酎のPB商品の減少があったものの、甲類乙類混和焼酎の「すごむぎ」「すごいも」シリーズが好調に推移したため、売上高は増加いたしました。また、同カテゴリーでは、アロマホップやエール酵母、複数のボタニカルを使用した「焼酎の新しいカタチ」を提案する新ジャンルの本格焼酎「ここよい (KOKOYOI)」を9月に発売いたしました。

チューハイなどのRTD分野につきましては、PB商品やパッカー事業が好調に推移したことにより、売上高は増加いたしました。同カテゴリーでは、しそ焼酎「鍛高譚」シリーズの赤シソの香りが引き立つ

と味違うお茶ハイのRTD「鍛茶^{たんちや} 鍛高譚の緑茶ハイ」「鍛茶 TAN TAKA TAN SHISO梅酒の紅茶ハイ」、さらには、本格焼酎「ここよい (KOKOYOI)」を炭酸水で割り、手軽にお楽しみいただけるようにした缶の焼酎ハイボール「ここよいハイボール」を発売するなど、ラインアップ強化を図っております。また、プレゼントキャンペーンや動画配信など、SNSを活用した販促活動を積極的に展開しております。

清酒につきましては、PB商品が増加したものの、NB商品の減少により、売上高は減少いたしました。

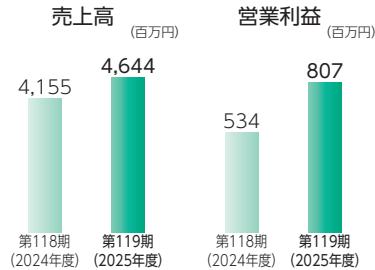
販売用アルコールにつきましては、酒類原料用アルコールが減少したものの、工業用アルコールが好調に推移し、売上高は増加いたしました。

洋酒部門につきましては、輸入ワインや原料用洋酒が減少したものの、炭酸水で割るだけで手軽に居酒屋の味わいを家で楽しむことができるチューハイの素や、ハイボールに最適なウイスキー「香薫」などが好調に推移したことにより、売上高は増加いたしました。

酵素医薬品事業

■ 売上高 **4,644**百万円 (前期比11.8%増)

主要製品：酵素、発酵受託、診断薬

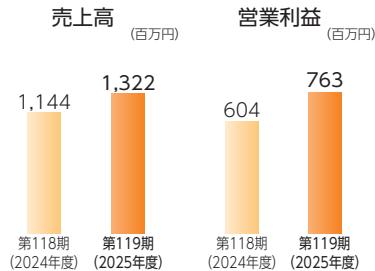


酵素医薬品事業につきましては、国内の発酵受託が増加したことや、酵素部門における海外での販売が好調に推移したため、売上高は4,644百万円(前期比11.8%増)、営業利益は807百万円(前期比51.1%増)となりました。

不動産事業

■ 売上高 **1,322**百万円 (前期比15.6%増)

事業内容：不動産の売買、不動産の賃貸



ザ ロイヤルパーク キャンパス 銀座コリドー

不動産事業につきましては、賃貸物件の賃料改定などにより、売上高は1,322百万円(前期比15.6%増)、営業利益は763百万円(前期比26.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の額の合計は1,620百万円（建設仮勘定を含む。）で、主なものは次のとおりであります。

当社	システムセンター	システム機器リース	125 (百万円)
合同酒精株式会社	酵素医薬品工場	紛体取り扱い室拡張改修工事	126
		ラクターゼ増産工事	43
		培養冷却水回収再利用工事	32
	東京工場	製造棟屋根改修工事	35
	清水工場	テント倉庫膜張替え工事	44
福徳長酒類株式会社	蕪崎工場	もろみ用冷水器更新工事	39
	久留米工場	仕込水タンク更新工事	103
		原酒冷凍設備更新工事	35
オエノンプロダクトサポート株式会社	灘工場	調味料製造設備新設工事	147

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

酒類の国内市場におきましては、少子高齢化や人口減少、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化、嗜好の多様化等により、全体として縮小傾向にあり、企業間での販売競争が激化しております。

酒類の輸出につきましては、2025年の酒類輸出金額が過去最大額を更新し、中国がアメリカを抜いて第1位の輸出先となっております。品目別でも、ほぼ全ての品目が2024年を超え、ビール、リキュールについては過去最高額を更新しております。

また、世界的な健康志向の高まりにより、国内外の乳製品用酵素市場におきましては、更なる市場の成長が見込まれております。

当社グループは、これらの変化を的確に捉えて、構造改革を継続的に進めながら競争力・収益力を強化し、健全かつ持続的な成長を目指してまいります。

当社グループは、2024年に、2034年にめざす姿を描いた長期ビジョン「NEXT100」と、その実現に向けた2024年からの5ヶ年の行動計画「中期経営計画2028」を策定いたしました。

3年目となる本年は、以下に掲げる課題に取り組んでまいります。

1. 各重点事業の注力施策

(1) 総合焼酎メーカーとしてのプレゼンス強化

甲類焼酎、乙類焼酎、混和焼酎、チューハイおよびチューハイの素につきましては、多様な消費者の嗜好に対応した新たな高付加価値商品の開発を進めるとともに、既存商品の育成および収益改善に取り組んでまいります。また、販売経費やコスト構造の見直しも同時に進め、競争力・収益力を強化してまいります。

(2) 酒類輸出の販路拡大とスケールアップ

既存輸出先の市場の深耕と新規市場の開拓により、販路拡大とスケールアップを図ってまいります。

アメリカ向けにつきましては、営業体制を見直し、積極的な現地営業活動を行ってまいります。

ヨーロッパ地域向けにつきましては、ジンに加えジャパニーズウイスキーの販売を開始し、更なる深耕を図ってまいります。

(3) 販売用アルコールの安定収益確保

販売数量の維持拡大に努めるとともに、適正な利益管理による獲得利益の最適化を図り、安定収益の確保に努めてまいります。

(4) 酵素のラインアップ拡充と発酵受託ビジネスの拡大

ラクターゼにつきましては、増産に向けた設備投資を実行し、販売金額の拡大を実現するとともに、収量および収率の向上に向けた研究開発を進め、収益性の向上を図ってまいります。

発酵受託ビジネスにつきましては、適切な生産計画の下、主力の受託品目である乳酸菌の増産に向けた設備投資を進め、将来の製造数量増大につなげてまいります。

また、引き続き、不適合品発生 の撲滅並びに品質および収量の安定化・向上に努め、コスト低減を図ってまいります。

2. 競争力・収益力の強化

(1) 品質管理の強化

引き続き、衛生管理および5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の定着化に取り組んでまいります。

また、3H（初めて・変更・久しぶり）4M（人・設備・材料・方法）による危険予知の定着化に引き続き取り組み、工程内不適合撲滅に努めてまいります。

(2) 適正価格の維持

然るべき利益を安定的に確保するため、適切なタイミングで価格改定を行ってまいります。

(3) 多様化する嗜好への対応

グループ独自の技術・ノウハウを最大限に活かした高付加価値商品を開発し、主力商品ブランド（ビッグマン、そふと新光、博多の華、鍛高譚、すごむぎ、すごいも、GODO・YNL）に続く、将来における収益の柱として育成してまいります。

(4) コスト低減の徹底

営業部門におきましては、販売経費の費用対効果を検証し、最適化を図るとともに、公正な取引基準に準拠した社内ルールの遵守を徹底してまいります。

生産部門におきましては、生産工程におけるあらゆるコストの低減に徹底的に取り組んでまいります。

(5) DXの推進

AI等のデジタル技術の利活用を進め、業務の効率化および生産性の向上を実現し、既存ビジネスモデルの抜本的な変革を目指してまいります。

3. ESG経営の推進

(1) 環境問題への対応

引き続き低炭素社会の実現および循環型社会の形成に向けた取組みを進めてまいります。

2026年度は、環境負荷の少ない冷媒を使用した空調設備への切り替え等に引き続き取り組んでまいります。

(2) 人的資本の充実

グループの持続的成長および企業価値向上のためには、その原動力となる従業員の価値を高める体制を整備することが不可欠であると考えております。従業員一人ひとりが働きがいを感じ、多様な人材が活躍できる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

(3) コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底を図り、「納得性」「公正性」「透明性」の高い経営の実践に努めてまいります。

また、年々高度化・多様化するサイバーリスクに対応すべく、情報セキュリティの強化に取り組んでまいります。

当社グループは、グループ企業理念の下、「顧客志向」と「収益志向」を経営の基本に据え、「将来価値の共創」に資する取組みを通じて、引き続き、グループの持続的成長および企業価値の最大化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

長期ビジョン「NEXT100」

当社グループは、創立100周年を迎えた2024年度を初年度として、10年後の2034年度に向けた長期ビジョン「NEXT100」を策定しました。

～企業としての持続的成長に向けて～

【めざす姿】

“**堅実な経営を貫き、然るべき利益を安定的に創出しつつ、社会が抱える課題の解決に貢献する企業へ**”

- ・経営基盤を再構築し、然るべき利益を安定的に創出
- ・事業活動を通じて社会課題の解決に積極的に貢献

【重要課題】

・「めざす姿」の実現に向け、取り組むべき3つの重要課題

① 中核事業の競争力・
収益力の強化

② 新領域への挑戦

③ ESG経営の推進



経済価値と社会価値との両立を図る

中期経営計画2028

事業戦略「**新たな成長のための足場を固める期間**」と位置付け、当該期間になすべきこととして4本の柱を設定

総合焼酎メーカーとしてのプレゼンス強化

- 焼酎カテゴリー（焼酎、チューハイ、チューハイの素）の収益最大化を目指し、市場でのプレゼンスを高める

酒類輸出の販路拡大とスケールアップ

- 2028年に売上高 23億円規模を目指す

販売用アルコールの安定収益確保

- 適正な利益率を確保し、収益を安定化させる

酵素のラインアップ拡充・発酵受託ビジネスの拡大

- ラクターゼ偏重の体制からの脱却
- 一貫製造と宗教対応ができる受託メーカーとして独自のポジションを確立

財務目標

	2028年目標
売上高	930億円
経常利益	45億円
経常利益率	4.8%
ROE	10%
1株当たり配当金	12円

セグメント別売上高目標

セグメント	2028年目標
酒類事業	876億円
酵素医薬品事業	41億円
不動産事業	13億円
合計	930億円

非財務目標

区分	目標指標	2028年目標	
環境問題	生産段階におけるCO ₂ 排出量削減 (2013年対比、Scope1+2)	46% (2030年まで)	
企業体質	女性活躍	女性取締役	1名
		女性経営職	15名
		女性採用率	50%
	子育て支援	男性育児休職取得率	100%
	障がい者	障がい者雇用率	法定雇用率
	働き方改革	年次有給休暇取得率	100%

資本政策及び株主還元方針

資本政策	投資・株主還元の原資	営業キャッシュ・フローの範囲内	
	投資		維持更新投資や成長投資に積極的に活用
	資金調達		D/Eレシオ1.0倍を上限
株主還元方針	配当	DOE（株主資本配当率）の水準を2.5%程度へ引き上げることを目指す	
	総還元性向	配当に加えて自己株式取得を機動的に実施し、本計画期間の5年間合計で30%以上を目指す	

長期ビジョン「NEXT100」



中期経営計画2028



資本コストや株価を意識した
経営の実現に向けた対応



(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第116期 (2022年度)	第117期 (2023年度)	第118期 (2024年度)	第119期〔当期〕 (2025年度)
売上高	81,120 (百万円)	84,947 (百万円)	84,104 (百万円)	87,630 (百万円)
経常利益又は経常損失 (△)	△645	3,702	3,629	4,291
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,257	3,393	2,729	3,102
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△21 (円) 22 (銭)	58 (円) 30 (銭)	47 (円) 39 (銭)	54 (円) 72 (銭)
総資産	55,511 (百万円)	55,431 (百万円)	55,739 (百万円)	59,235 (百万円)
純資産	19,604	22,227	24,478	26,976

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第119期の期首より適用しており、第119期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況**① 重要な子会社の状況**

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
合同酒精株式会社	2,000 (百万円)	100.0 (%)	酒類・食品・酵素・医薬品の製造販売
福德長酒類株式会社	518	100.0	酒類・食品の製造販売
株式会社オエノンアセットコーポレーション	400	100.0	不動産の売買、賃貸および管理
ゴーテック株式会社	96	100.0	倉庫業
オエノンプロダクトサポート株式会社	50	100.0	酒類・食品の受託製造
株式会社ワコー	10	100.0	酒類・食品の販売
秋田県醗酵工業株式会社	54	68.9	酒類・食品の製造販売

② 持分法適用会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サニーメイズ	120 (百万円)	39.0 (%)	加工用澱粉の製造販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
合同酒精株式会社	千葉県松戸市上本郷字仲原250	16,846百万円	38,647百万円

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社 東京都墨田区東駒形1-17-6

② グループネットワーク



(8) 従業員の状況**① 当社グループの従業員数**

従業員数	前期末比増減 (△)
811(名)	3(名)

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
男 性 15(名)	2(名)
女 性 8	0
合 計 23	2

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	1,200(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	880
株式会社みずほ銀行	470

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

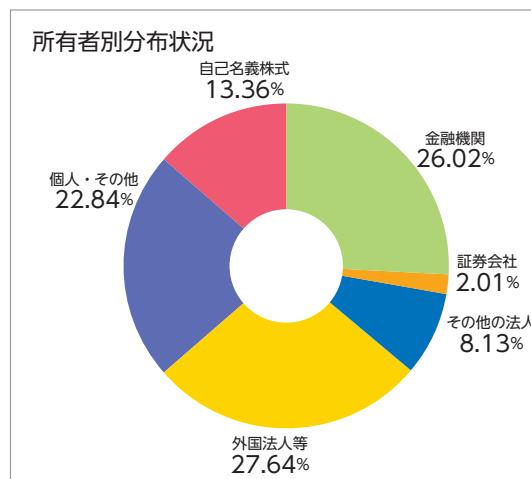
56,822,252株

(自己株式8,763,944株を除く)

(3) 株主数

9,849名

(4) 大株主（上位10名）



株 主 名	持株数	持株比率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	13,267 (千株)	23.34 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,796	11.96
第一生命保険株式会社	3,061	5.38
オエノンホールディングス従業員持株会	1,930	3.39
株式会社南悠商社	1,884	3.31
株式会社北洋銀行	1,750	3.07
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	1,280	2.25
J.P. MORGAN SE - LUXEMBOURG BRANCH 381639	1,280	2.25
株式会社みずほ銀行	1,221	2.14
株式会社三菱UFJ銀行	1,046	1.84

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式8,763,944株があります。なお、当該自己株式数には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」のために設定したみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口))が所有する当社株式475,800株は含まれておりません。

3. 2025年2月25日付でGLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITEDおよびその共同保有者である株式会社スノーボールキャピタルより、大量保有報告書（変更報告書）が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2025年12月31日現在の実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED	62 Mody Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong Unit 1112, Floor 11, Wing On Plaza	13,267千株	20.23%
株式会社スノーボールキャピタル	東京都港区虎ノ門5-12-13 ザイマックス 神谷町ビル8階	32千株	0.05%
計	—	13,299千株	20.28%

4. 2025年1月20日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の大量保有報告書（変更報告書）が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2025年12月31日現在の実質所有株式数が確認できませんので、大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,046千株	1.59%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,780千株	2.72%
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	398千株	0.61%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	154千株	0.24%
計	—	3,380千株	5.15%

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役社長	西 永 裕 司	グループ経営全般 指名・報酬委員会委員 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長 合同酒精株式会社 代表取締役社長 福德長酒類株式会社 取締役会長 秋田県醗酵工業株式会社 取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役 株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長 株式会社サニーメイズ 取締役
取締役	岡 田 英 明	合同酒精株式会社 取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 監査役 ゴーテック株式会社 取締役
取締役	田 中 直 子	コーポレートコミュニケーション室長
取締役	尾 崎 行 正	指名・報酬委員会委員長 株式会社サカタのタネ 社外取締役
取締役	齋 藤 忠 夫	指名・報酬委員会委員
取締役	大 鹿 麗 子	指名・報酬委員会委員 Biz-i-dea株式会社 取締役
常勤監査役	中 瀬 縁	合同酒精株式会社 常勤監査役 福德長酒類株式会社 常勤監査役
監査役	小 野 隆 良	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益財団法人小田急財団 監事 学校法人法政大学 監事
監査役	西 廣 陽 子	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 尾崎行正、齋藤忠夫および大鹿麗子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小野隆良および西廣陽子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 中瀬縁氏は、当社グループ内の監査等の豊富な経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小野隆良氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 西廣陽子氏は、弁護士としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 尾崎行正、齋藤忠夫および大鹿麗子の各氏並びに監査役 小野隆良および西廣陽子の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 岡田英明および田中直子の両氏は、2025年3月24日開催の第118回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 大鹿麗子氏は、2025年3月24日開催の第118回定時株主総会において、監査役を辞任し、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
9. 長井幸夫および菅原栄司の両氏は、2025年3月24日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、優秀な人材の確保並びに当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に向けた動機付けとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬水準は、同業他社や経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、イ.基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

取締役に対する退職慰労金制度は設けない。

イ. 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位・責任等に応じて決定する。

ロ. 短期の業績連動報酬としての賞与

役位・責任等や連結経常利益に応じて算出された額を、毎年の定時株主総会日に支給する。

ハ. 中長期の業績連動報酬としての株式報酬

当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭とし、役位・責任等や連結ROEおよび連結経常利益の実績水準に応じて決定する。

株式報酬の支給は、原則として役員の退任時とする。算出の基礎となるポイントに関しては、毎年の定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、毎年の定時株主総会日に「1ポイント＝1株」相当のポイントを付与する。

基本報酬：賞与：株式報酬の支給割合は、当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値向上に向けた動機付けとして機能するよう、概ね4：1：1の割合となるように設計する。

また、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任しております。

指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役および監査役の選任および解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役および役付取締役の選定および解職

- ・当社の取締役の報酬等に関する方針および制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2017年3月23日開催の第110回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規程に基づき作成した報酬案を、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	93	54	22	16	5
監査役 (社外監査役を除く)	8	8	—	—	1
社外取締役	36	36	—	—	3
社外監査役	13	13	—	—	3

- (注) 1. 当期末現在の人員は、取締役（社外取締役を除く）3名、監査役（社外監査役を除く）1名、社外取締役3名、社外監査役2名であります。
2. 上記には、当期中に退任した取締役（社外監査役を除く）2名、社外監査役1名を含めております。
3. 上記の他、使用人兼務取締役に対する使用人分給与等7百万円を支払っております。
4. 当社は、短期の業績連動報酬として取締役に対して賞与を採用しており、連結経常利益を賞与の額の算定の基礎とした業績指標とし、短期インセンティブの特徴を際立たせております。当連結会計年度の連結経常利益は4,291百万円となりました。
5. 当社は、中長期の業績連動報酬として株式報酬を支給しております。株式報酬の内容は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結ROEと連結経常利益であり、当該業績指標を選定した理由は、当社業績および株式価値の連動性をより明確にし、業績向上と企業価値を高めることおよび株主との価値共有を進めることにあります。なお、当連結会計年度の連結ROEは12.5%、連結経常利益は4,291百万円となりました。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
尾崎行正	株式会社サカタのタネ	社外取締役	当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。
大鹿麗子	Biz-i-dea株式会社	取締役	当社とBiz-i-dea株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
小野隆良	公益財団法人小田急財団	監事	当社と公益財団法人小田急財団との間に重要な取引その他の関係はありません。
	学校法人法政大学	監事	当社と学校法人法政大学との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

社外取締役

氏名	取締役会出席状況	指名・報酬委員会出席状況	活動状況と役割
尾崎行正	15回中15回	2回中2回	議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
齋藤忠夫	15回中14回	2回中2回	議案審議等について、主に酵素医薬品事業に関する幅広い見識と経験に基づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
大鹿麗子	12回中12回	1回中1回	議案審議等について、主に法律分野での専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

- (注) 1. 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えております。
2. 大鹿麗子氏の取締役会出席状況および指名・報酬委員会出席状況は、2025年3月24日就任後に開催された取締役会および指名・報酬委員会を対象としております。

社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	活動状況
小野 隆 良	15回中15回	16回中16回	議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
西 廣 陽 子	12回中12回	12回中12回	議案審議等について、主に法律分野での専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

(注) 西廣陽子氏の取締役会出席状況および監査役会出席状況は、2025年3月24日就任後に開催された取締役会および監査役会を対象としております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外監査役 3名 13百万円

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社および子会社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

46百万円

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

84百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任することといたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務が適正に実施されることを確保するための体制等を勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役および別途指名されたグループ会社の取締役その他の役職員で構成するCSR・コンプライアンス委員会を設置する。

CSR・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針および対応策を策定し、当社グループの取締役および使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR・コンプライアンス委員会と連携のうえ、客観的視点をもって当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR・コンプライアンス委員会委員長および当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段をもって認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（電磁的媒体による記録を含む）の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役および監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上および経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR・コンプライアンス委員会委員長がCSR・コンプライアンス委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役および使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化および監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針および中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

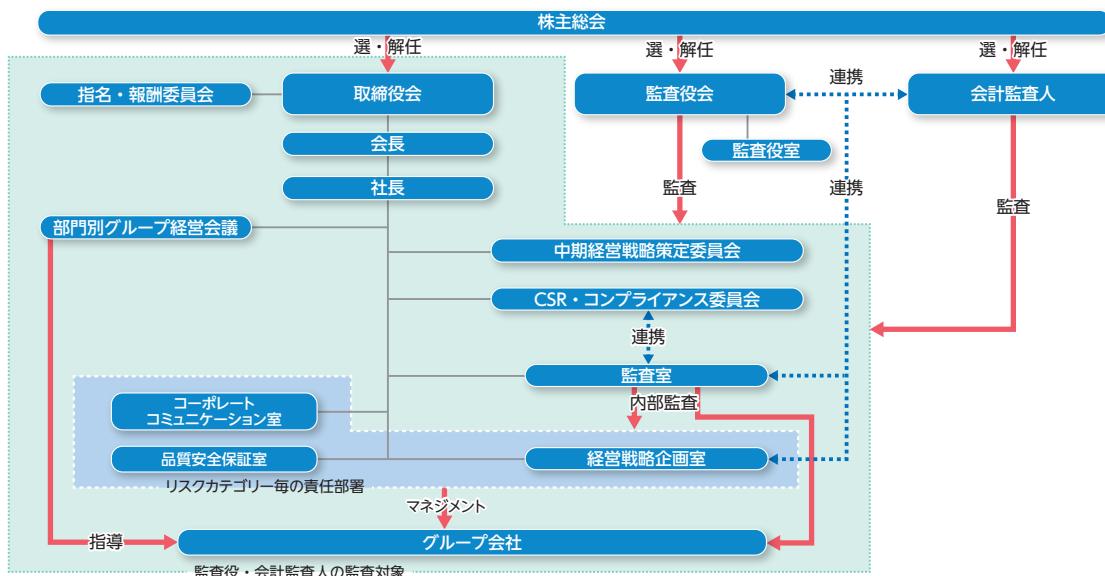
当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役または監査役に当社の取締役、監査役または使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性およびその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定につきましては、予め当社の監査役の同意を得るものとする。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

⑦ **監査役に報告するための体制**

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席をし、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑧ **その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的および不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことによって、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑨ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

(当該体制の運用状況)

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。当社グループの主な取組みとしては、内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容および当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならぬと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルールの取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、2016年3月23日の第109回定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない（廃止する）こととさせていただきます。

なお、当社は、大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

◆ 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2025年12月31日現在)	前期(ご参考) (2024年12月31日現在)
資 産 の 部	59,235	55,739
流動資産	29,473	26,175
現金及び預金	884	887
受取手形及び売掛金	19,727	16,733
商品及び製品	7,066	6,880
仕掛品	267	273
原材料及び貯蔵品	1,087	1,110
前払費用	125	97
その他	331	204
貸倒引当金	△17	△13
固定資産	29,762	29,563
有形固定資産	24,033	24,458
建物及び構築物	29,649	29,807
減価償却累計額	△20,638	△20,358
建物及び構築物(純額)	9,011	9,449
機械装置及び運搬具	36,512	35,872
減価償却累計額	△31,512	△30,787
機械装置及び運搬具(純額)	5,000	5,084
工具、器具及び備品	1,723	1,690
減価償却累計額	△1,450	△1,450
工具、器具及び備品(純額)	272	239
土地	9,518	9,546
リース資産	293	163
減価償却累計額	△118	△64
リース資産(純額)	174	98
建設仮勘定	56	39
無形固定資産	314	429
のれん	—	1
ソフトウェア	238	350
その他	76	77
投資その他の資産	5,413	4,675
投資有価証券	4,361	3,654
長期前払費用	437	200
繰延税金資産	467	590
その他	166	235
貸倒引当金	△19	△5
資産合計	59,235	55,739

科 目	当期 (2025年12月31日現在)	前期(ご参考) (2024年12月31日現在)
負 債 の 部	32,259	31,260
流動負債	26,577	24,897
支払手形及び買掛金	5,136	4,928
電子記録債務	2,250	1,905
短期借入金	1,950	1,850
リース債務	88	43
未払金	5,247	4,753
未払費用	198	185
未払酒税	8,774	8,249
未払消費税等	1,192	1,032
未払法人税等	821	634
預り金	365	350
賞与引当金	64	66
役員賞与引当金	35	39
株主優待引当金	19	24
設備関係支払手形	75	562
設備関係電子記録債務	221	136
その他	135	133
固定負債	5,682	6,363
長期借入金	600	1,200
長期預り金	3,080	3,182
リース債務	105	66
繰延税金負債	262	183
役員株式給付引当金	99	169
退職給付に係る負債	1,497	1,499
資産除去債務	36	41
その他	0	19
純 資 産 の 部	26,976	24,478
株主資本	24,505	22,399
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,640	5,637
利益剰余金	14,755	12,230
自己株式	△2,836	△2,414
その他の包括利益累計額	1,677	1,238
その他有価証券評価差額金	1,685	1,236
繰延ヘッジ損益	113	104
退職給付に係る調整累計額	△121	△102
非支配株主持分	793	840
負債純資産合計	59,235	55,739

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)
	(2025年1月1日から2025年12月31日まで)	(2024年1月1日から2024年12月31日まで)
売上高	87,630	84,104
売上原価	72,168	70,139
売上総利益	15,462	13,964
販売費及び一般管理費	11,325	10,516
営業利益	4,136	3,448
営業外収益	400	345
受取利息	0	0
受取配当金	77	52
持分法による投資利益	144	151
受取賃貸料	59	60
為替差益	72	30
雑収入	46	50
営業外費用	245	163
支払利息	132	102
操業休止等経費	28	29
売上債権売却損	30	23
寄付金	34	0
雑損失	19	7
経常利益	4,291	3,629
特別利益	129	1
固定資産売却益	119	—
投資有価証券売却益	4	0
その他	4	1
特別損失	286	38
固定資産除売却損	78	35
減損損失	194	—
投資有価証券評価損	1	1
その他	11	1
税金等調整前当期純利益	4,134	3,592
法人税、住民税及び事業税	1,092	884
法人税等調整額	△24	△21
法人税等合計	1,067	863
当期純利益	3,066	2,729
非支配株主に帰属する当期純利益	△35	0
親会社株主に帰属する当期純利益	3,102	2,729

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,637	12,230	△2,414	22,399
当期変動額	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△577	—	△577
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,102	—	3,102
自己株式の取得	—	—	—	△500	△500
自己株式の処分	—	—	—	78	78
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	3	—	—	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	3	2,524	△422	2,105
当期末残高	6,946	5,640	14,755	△2,836	24,505

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,236	104	△102	1,238	840	24,478
当期変動額	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△577
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	3,102
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△500
自己株式の処分	—	—	—	—	—	78
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	448	9	△18	439	△47	391
当期変動額合計	448	9	△18	439	△47	2,497
当期末残高	1,685	113	△121	1,677	793	26,976

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2025年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年12月31日現在)
資産の部	38,647	37,960
流動資産	2,197	1,155
現金及び預金	132	104
売掛金	196	195
貯蔵品	0	0
前払費用	47	38
関係会社短期貸付金	1,760	760
未収入金	47	46
立替金	8	7
その他	4	3
固定資産	36,450	36,805
有形固定資産	8,283	8,531
建物	4,599	4,887
構築物	296	315
機械及び装置	198	206
工具、器具及び備品	43	51
土地	2,994	2,994
リース資産	151	75
無形固定資産	267	374
ソフトウェア	234	341
その他	32	32
投資その他の資産	27,899	27,899
投資有価証券	2,850	2,205
関係会社株式	23,814	23,789
関係会社長期貸付金	990	1,970
長期前払費用	383	137
その他	71	153
貸倒引当金	△209	△356
資産合計	38,647	37,960

科 目	当期 (2025年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年12月31日現在)
負債の部	18,433	18,775
流動負債	16,710	16,603
短期借入金	15,890	15,780
リース債務	77	32
未払金	387	324
未払費用	67	55
未払消費税等	57	74
未払法人税等	72	182
役員賞与引当金	22	23
株主優待引当金	19	24
設備関係支払手形	—	4
設備関係電子記録債務	9	25
その他	106	75
固定負債	1,723	2,171
長期借入金	600	1,220
長期預り金	350	350
リース債務	92	53
長期未払金	—	18
繰延税金負債	581	359
役員株式給付引当金	99	169
純資産の部	20,213	19,184
株主資本	18,756	18,132
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,603	5,603
資本準備金	5,549	5,549
その他資本剰余金	54	54
利益剰余金	9,043	7,997
利益準備金	756	756
その他利益剰余金	8,286	7,241
繰越利益剰余金	8,286	7,241
自己株式	△2,836	△2,414
評価・換算差額等	1,457	1,051
その他有価証券評価差額金	1,457	1,051
負債純資産合計	38,647	37,960

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)
	(2025年1月1日から2025年12月31日まで)	(2024年1月1日から2024年12月31日まで)
売上高	3,380	3,026
売上原価	605	537
売上総利益	2,775	2,488
販売費及び一般管理費	927	696
営業利益	1,847	1,791
営業外収益	248	133
受取利息	26	22
受取配当金	215	105
雑収入	6	5
営業外費用	224	137
支払利息	151	110
操業休止等経費	22	22
寄付金	33	—
雑損失	16	3
経常利益	1,871	1,788
特別損失	36	3
固定資産除売却損	26	0
投資有価証券評価損	1	1
その他	8	0
税引前当期純利益	1,835	1,785
法人税、住民税及び事業税	196	259
法人税等調整額	15	△7
法人税等合計	212	251
当期純利益	1,623	1,533

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本剰余金					利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,946	5,549	54	5,603	756	7,241	7,997
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△577	△577
当期純利益	—	—	—	—	—	1,623	1,623
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,045	1,045
当期末残高	6,946	5,549	54	5,603	756	8,286	9,043

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,414	18,132	1,051	1,051	19,184
当期変動額					
剰余金の配当	—	△577	—	—	△577
当期純利益	—	1,623	—	—	1,623
自己株式の取得	△500	△500	—	—	△500
自己株式の処分	78	78	—	—	78
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	405	405	405
当期変動額合計	△422	623	405	405	1,029
当期末残高	△2,836	18,756	1,457	1,457	20,213

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年2月24日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大 輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮 正 俊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年2月24日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大 輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 宮 正 俊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会では、取締役会の会議の議題に関する事前確認を行い、意見交換を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議へオンライン形式も含め出席し、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤・社外監査役共に、重要な子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況についてヒアリングを実施し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年2月24日

オエノンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	中	瀬	縁	㊟
監査役（社外監査役）	小	野	隆	良
監査役（社外監査役）	西	廣	陽	子

以上

株主総会会場 ご案内図

開催日時

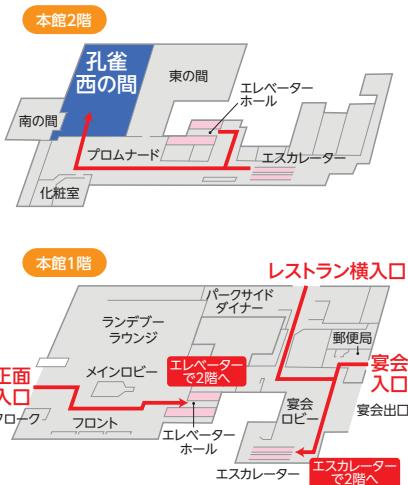
2026年3月23日(月曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)

会場

帝国ホテル東京 本館2階
「孔雀西の間」

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
電話番号 03-3504-1111 (代表)

フロアマップ



最寄駅から会場までのご案内

QRコードを読み取っていただくことでGoogleMapが起動します。▶



- [JR有楽町駅]より徒歩5分
- [JR新橋駅]、東京メトロ銀座線「新橋駅」より徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線「日比谷駅」より徒歩3分
- 東京メトロ日比谷線、丸ノ内線、銀座線「銀座駅」より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」より徒歩3分



車椅子のサポート、座席やお手洗への誘導等が必要な場合には、当日スタッフへ遠慮なくお声がけください。